

一在國在邑之面々は、飛札可差越事、  
右之通、可被相觸候、

九月十二日

〔天保集成絲綸錄 七十九〕文政三辰年二月

大目付江

右大將様○徳川家慶 御抱瘡被遊御酒湯被爲召候、爲御祝儀、公方様○徳川家齊 右大將様江、

二種千疋宛 拾万石以上

一種千疋宛 五万九千石より

一種宛 四万九千石迄

御臺様御簾中様江

一種千疋宛 拾万石以上

一種五百疋宛 五万九千石より

一種宛 四万九千石迄

右之通、來ル廿三日可有獻上候、公方様江之獻上物は、御本丸御玄關より、右大將様江之獻上物は、西丸御玄關より、御臺様江之進上物は、平川口御門番所迄、御簾中様江之進上物は、坂下御門番所迄、朝六ツ時より五ツ時迄之内、以使者可差上候、在國在邑之面々は、當地之者を以差上之、其以後、以使者御歡可申上候、  
右之通、可被相觸候、

二月

種痘

〔醫臈中〕種痘